

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

信頼できないエンティティリスト規定
(商務部令 2020 年第 4 号として 2020 年 9 月 19 日 発 布、同 日 施 行)

第 1 条 国家主権、安全及び発展利益を維持し、公平かつ自由な国際経済貿易秩序を維持し、中国の企業及びその他の組織又は個人の適法な権益を保護するために、「中華人民共和国対外貿易法」、「中華人民共和国国家安全法」等の関係法律に基づき、本規定を制定する。

第 2 条 国は、信頼できないエンティティリスト制度を確立し、国際経済貿易及び関連活動中の外国エンティティによる下記の行為に対して相応の措置を講ずる。

(一) 中国の国家主権、安全及び発展利益に危害を及ぼす行為

(二) 正常な市場取引の原則に違反して中国の企業及びその他の組織若しくは個人との正常な取引を中断し、又は中国の企業及びその他の組織若しくは個人に対して差別的措置を講じ、中国の企業及びその他の組織又は個人の適法な権益を著しく損なう行為

本規定にいう外国エンティティには、外国の企業及びその他の組織又は個人が含まれる。

第 3 条 中国政府は、独立自主の対外政策を堅持し、主権の相互尊重、内政への相互不干渉及び平等互惠等の国際関係に係る基本準則を堅持し、単独行動主義及び保護主義に反対し、断固として国の核心的利益を維持し、多国間貿易体制を維持し、開放型世界経済の構築を推進する。

第 4 条 国は、中央国家机关の関係部門が参加する業務メカニズム(以下「業務メカニズム」という。)を確立し、信頼できないエンティティリスト制度の組織実施に責任を負わせる。業務メカニズム弁公室は、国务院の商務主管部門に設置する。

第 5 条 業務メカニズムは、職権により、又は関係する分野からの提言若しくは通報に基づき、関係する外国エンティティの行為について調査を行うか否かを決定し、調査を行う旨を決定した場合には、公告をする。

第 6 条 業務メカニズムは、関係する外国エンティティの行為について調査を行う場合には、関係当事者への聞き取り、関連する文書・資料の閲覧又は複製及びその他必要な方式を講ずることができる。調査期間において、関係する外国エンティティは、陳述及び弁明することができる。

業務メカニズムは、実情に基づいて調査の中止又は終了を決定することができ、調査中止決定の根拠とした事実に変化が生じた場合には、調査を再開することができる。

第 7 条 業務メカニズムは、調査結果に基づき、次の各号に掲げる要素を総合的に考慮し、関係する外国エンティティを信頼できないエンティティリストに組み入れるか否かの決定を下し、かつ、公告をする。

(一) 中国の国家主権、安全及び発展利益に対する危害の程度

- (二) 中国の企業及びその他の組織又は個人の適法な権益に対する損害の程度
- (三) 国際的に通用する経済貿易ルールに適合するか否か
- (四) その他考慮すべき要素

第8条 関係する外国エンティティの行為につき、事実が明白である場合には、業務メカニズムは、直接本規定第7条所定の要素を総合的に考慮し、当該外国エンティティを信頼できないエンティティリストに組み入れるか否かの決定を下すことができる。組み入れる旨を決定した場合には、公告をする。

第9条 関係する外国エンティティを信頼できないエンティティリストに組み入れるとする公告においては、当該外国エンティティと取引を行うことに係るリスクを知らせることができ、かつ、実情に基づき、当該外国エンティティによるその行為の是正期限を明確にすることができる。

第10条 信頼できないエンティティリストに組み入れられた外国エンティティに対し、業務メカニズムは、実情に基づき、次の各号に掲げる1つ又は複数の措置(以下「処理措置」という。)を講ずる旨を決定し、かつ、公告をすることができる。

- (一) 当該外国エンティティが中国と関係のある輸出入活動に従事することを制限し、又は禁止する。
- (二) 当該外国エンティティの中国国内における投資を制限し、又は禁止する。
- (三) 当該外国エンティティの関係者、交通輸送手段等の入国を制限し、又は禁止する。
- (四) 当該外国エンティティの関係者の中国国内における就労許可、滞在資格又は居留資格を制限し、又は取り消す。
- (五) 情状の軽重に基づき、相応の金額の過料を科す。
- (六) その他必要な措置

前項所定の処理措置は関係部門が職責分掌に従って法により実施し、その他の関係する単位及び個人は実施に協力しなければならない。

第11条 関係する外国エンティティを信頼できないエンティティリストに組み入れるとする公告中で、関係する外国エンティティの是正期限が明確にされている場合には、期限内において当該外国エンティティに対し本規定第10条所定の処理措置を講じない。関係する外国エンティティが期限を徒過してその行為を是正しない場合には、本規定第10条の規定により、これに対し処理措置を講ずる。

第12条 関係する外国エンティティが中国と関係のある輸出入活動への従事を制限又は禁止された場合において、中国の企業及びその他の組織又は個人は、特殊な状況下にあつて当該外国エンティティと取引を行う必要が確かにあるときは、業務メカニズム弁公室に申請を提出しなければならない。同意を経た場合には当該外国エンティティと相応の取引を行うことができる。

第13条 業務メカニズムは、実情に基づいて、関係する外国エンティティを信頼できないエンティティリストから削除する旨を決定することができる。関係する外国エンティティが公告で明確にされた是正期限内にその行為を是正し、かつ、措置を講じて行為の結果を除去した場合には、業務メカニズムは、決定を下して当該外国エンティティを信頼できないエンティティリストから削除しなければならない。

関係する外国エンティティは信頼できないエンティティリストから自身を削除するよう申請することができ、業務メカニズムは実情に基づいてこれを削除するか否かを決定

する。

関係する外国エンティティを信頼できないエンティティリストから削除する旨の決定は、公告しなければならず、公告発布の日から、本規定第10条の規定により講じた処理措置は実施を停止する。

第14条 本規定は、公布の日から施行する。

(法令原文名称：不可靠实体清单規定)

シテューワ法律事務所